(案)

東京港港湾計画書

一 軽易な変更 一

平成 25 年 11 月

東京港港湾管理者 東京都

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

平成17年12月 第76回東京都港湾審議会

平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会の議を経、その後の変更については

平成18年12月 第77回東京都港湾審議会

平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会

平成19年12月 第78回東京都港湾審議会

平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会

平成20年12月 第80回東京都港湾審議会

平成21年 5月 第81回東京都港湾審議会

平成21年 7月 交通政策審議会第35回港湾分科会

平成22年 2月 第82回東京都港湾審議会

平成23年11月 第84回東京都港湾審議会

平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会

平成24年11月 第85回東京都港湾審議会

の議を経た東京港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変	更理由 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
港	湾施設の規模及び配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	旅客船埠頭計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2
2	専用埠頭計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	水域施設計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
4	小型船だまり計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
土	地造成及び土地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
1	土地造成計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
2	土地利用計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6
そ	の他重要事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
1	大規模地震対策施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

変更理由

- 1 船舶の大型化に対応するため、内港地区の旅客船埠頭計画を変更する。
- 2 旅客船埠頭計画に対応するため、内港地区の専用埠頭計画、水域施設計画、土地造成計画、土地利用計画、中部地区の専用埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画、土地利用計画を変更する。
- 3 大規模地震発生時における緊急物資輸送等に対応するため、大規模地震対策施設を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 旅客船埠頭計画

船舶の大型化に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

中部地区

(13号地)

水深11.5m 岸壁1バース 延長430m

[新規計画] AP1

埠頭用地 面積3ha(旅客施設用地)

[新規計画]

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

内港地区

(晴海ふ頭)

水深11m 岸壁1バース 延長350m HS

埠頭用地 面積1ha

2 専用埠頭計画

官庁船の専用埠頭を次のとおり計画変更する。

内港地区

(晴海ふ頭)

以下の既定計画を削除する。

以下の施設を廃止する。 内港地区 (晴海ふ頭) 水深8m ドルフィン3バース(既設)

中部地区

(13号地)

以下の施設を撤去する。

既設

水深7m ドルフィン2バース

3 水域施設計画

旅客船埠頭計画に対応して、泊地、航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 泊地

中部地区

(13号地)

水深11.5 m 面積2 h a [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

内港地区

(晴海ふ頭)

水深 1 1 m 面積 2 h a

3-2 航路·泊地

中部地区

(13号地)

水深11.5 m 面積24 h a [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

内港地区

水深11m 面積140ha

小型船だまり計画 4

旅客船埠頭計画に対応して、小型船だまりを次のとおり計 画変更する。

中部地区

(13号地)

泊地 水深4~5 m [既設の変更計画] 小型桟橋 2基 [既設の変更計画]

防波堤(1) 延長260 m 「新規計画〕 防波堤(2) 延長635m [新規計画]

以下の既定計画を削除する。

既定計画

中部地区

(13号地)

泊地 水深 4 ~ 5 m 面積 6 h a

小型桟橋 1基(既設) 防波堤 延長215m(既設)

防波堤 延長300m (うち210m既設)

土地造成及び土地利用計画

旅客船埠頭計画に対応して、土地造成及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位:ha)

用途地区名	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	施設用地	緑 地	施設用地	合計
内港	(4)	(1)	(3)					(2)		(9)
地区	4	1	3					2		9

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地造成計画の内数である。 注2:端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

2 土地利用計画

(単位:ha)

用途地区名	埠頭用 地	港湾関連用地	交流厚生用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	施設用地	緑 地	施設用地	合計
内港	(59)	(73)	(24)	(11)		(5)	(0)	(31)	(3)	(205)
地区	59	73	24	11	143	29	0	35	3	377
中部	(146)	(93)	(50)	(29)		(44)	(0)	(47)		(411)
地区	146	93	50	29	195	135	0	112		761

注1:()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。 注2:端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

その他重要事項

1 大規模地震対策施設

大規模地震発生時における緊急物資輸送等に対応するため、 大規模地震対策施設を次のとおり計画する。

内港地区

(竹芝ふ頭)

水深7.5m 岸壁1バース 延長155m

「新規計画」 E1

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

(日の出埠頭) 水深7.5m 岸壁1バース 延長155m

中部地区

(13号地)

水深11.5m 岸壁1バース 延長240m

[新規計画] AP1

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

(晴海ふ頭) 水深10m 岸壁1バース 延長225m



東京港港湾計画図

